

令和5年12月12日
区民部 区民課

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

第1 マイナポイント支援業務上の事故

1 和解の相手方

江東区民

2 事件の概要

- (1) 発生日月 令和5年9月7日
- (2) 発生場所 東京都江東区豊洲二丁目2番18号 豊洲シビックセンター マイナンバーカード豊洲交付窓口内マイナポイント支援コーナー
- (3) 事件の概要 公金受取口座登録分に係るマイナポイントの申込みを行った際、支援業務に従事していた派遣事業者の職員が口座登録後に申込みが完了していない状態で操作を終了し、マイナポイントの申込みの締切後にその事実が判明したため、7,500円分のマイナポイントの交付を受けられないことにより損害を与えた。

3 決定年月日 令和5年10月26日

4 和解の内容 区は、相手方に対し、5に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

5 損害賠償額 7,500円

第2 マイナポイント支援業務上の事故

1 和解の相手方

江東区民

2 事件の概要

- (1) 発生日月 令和5年9月13日
- (2) 発生場所 東京都江東区大島四丁目5番1号 総合区民センター マイナンバーカード大島交付窓口内マイナポイント支援コーナー

- (3) 事件の概要 マイナポイントの申込みを行った際に、支援業務に従事していた派遣事業者の職員が、申請者に交付する申込状況を記載した文書に申込みが完了していない旨を記載することを失念したため、申請者は申込みが完了しているものと認識したが、マイナポイントの申込みの締切後に申込みが完了していなかったことが判明したため、20,000円分のマイナポイントの交付を受けられないことにより損害を与えた。
- 3 決定年月日 令和5年11月9日
- 4 和解の内容 区は、相手方に対し、5に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。
- 5 損害賠償額 20,000円